

# 税制改正で「ココ」が

変わる

平成18年度の市県民税に係る主な税制改正等について

## 1 老年者控除の廃止

平成17年度まで、65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の人には「老年者控除」として48万円の所得控除がありました。この控除は平成18年度課税分（平成17年中の所得にかかると）から廃止されます。

政府税制調査会の説明では、「最近の高齢者は、積極的に社会活動に参加し経済的にも現役世代と遜色ない人がいる一方で、経済力が低下した人もいるなど、極めて多様であり、65歳という年齢をもとに画一的に高齢者を取扱うことが公平性の観点から問題である」とされたためです。

## 2 公的年金等の控除額引き下げ

平成17年度まで、65歳以上の人の公的年金等に対しては最低140万円の控除がありました。この控除は平成18年度課税分（平成17年中の所得にかかると）から最低120万円に引き下げられます。

なお、65歳未満の人の控除については変更ありません。政府税制調査会の説明では、「少子高齢化が進行する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の公平を図り、高齢者に対しても負担力に応じた負担を求めよう」とするものです。

### ◆ 65歳未満の人

| 公的年金等の収入金額        | 公的年金等控除額            |
|-------------------|---------------------|
| 130万円以下           | 70万円                |
| 130万円超<br>410万円以下 | 収入金額×25%<br>+37.5万円 |
| 410万円超<br>770万円以下 | 収入金額×15%<br>+78.5万円 |
| 770万円超            | 収入金額×5%<br>+155.5万円 |

### ◆ 65歳以上の人

| 平成17年度まで          |                    | 平成18年度から          |                     |
|-------------------|--------------------|-------------------|---------------------|
| 公的年金等の収入金額        | 公的年金等控除額           | 公的年金等の収入金額        | 公的年金等控除額            |
| 260万円以下           | 140万円              | 330万円以下           | 120万円               |
| 260万円超<br>460万円以下 | 収入金額×25%<br>+75万円  | 330万円超<br>410万円以下 | 収入金額×25%<br>+37.5万円 |
| 460万円超<br>820万円以下 | 収入金額×15%<br>+121万円 | 410万円超<br>770万円以下 | 収入金額×15%<br>+78.5万円 |
| 820万円超            | 収入金額×5%<br>+203万円  | 770万円超            | 収入金額×5%<br>+155.5万円 |

## 3 老年者非課税措置の廃止 (市県民税分)

平成17年度まで、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人は非課税でしたが、その措置が廃止されます。ただし、経過措置として、平成17年1月1日現在65歳以上で平成17年分の所得が125万円以下の人には、平成18年度課税分については所得割額及び均等割額をそれぞれ2/3ずつ減額し、平成19年度課税分（平成18年分の所得が125万円以下の人）についてはそれぞれ1/3ずつ減額します。平成20年度課税分からは通常の課税になります。

| 年度      | 通常の課税       | 経過措置        |
|---------|-------------|-------------|
| 平成20年度～ | 通常の課税       |             |
| 平成19年度  | (税額の2/3が課税) | (税額の1/3が減額) |
| 平成18年度  | (税額の1/3が課税) | (税額の2/3が減額) |
| ～平成17年度 | 非課税         |             |

## 4 琵琶湖森林づくり県民税のスタート

滋賀県では、平成16年4月に施行した「琵琶湖森林づくり条例」の基本理念を踏まえ、環境重視の森林づくりと県民協働の森林づくりに取り組みため琵琶湖森林づくり県民税を創設しました。

### ◆ 個人の場合 (通常分+上乘せ分) ※

| ～平成17年度 | 平成18年度～ |
|---------|---------|
| 県民税均等割額 | 県民税均等割額 |
| 1,00円   | 1,80円   |

### ◆ 65歳以上の人 (通常分+上乘せ分) ※

| ～平成17年度 | 平成18年度  |
|---------|---------|
| 県民税均等割額 | 県民税均等割額 |
| 非課税     | 50円     |

| 平成19年度  | 平成20年度～ |
|---------|---------|
| 県民税均等割額 | 県民税均等割額 |
| 1,10円   | 1,80円   |

平成17年度まで、個人の県民税均等割額は年額1,000円でしたが、平成18年度から年額800円加算になります。(※個人のみ市が課税をします。)  
ただし、経過措置として、平成17年1月1日現在65歳以上で平成17年分の所得が125万円以下の人には、平成18年度課税分については200円、平成19年度課税分においては500円加算となり、平成20年度からは通常の課税となります。  
法人の場合は資本等の金額により年額2,200円から88,000円まで加算されます。

### ◆ 法人の場合 (通常分+上乘せ分) ※ 県が課税

| 資本等の金額による区分 | 平成17年度の均等割額 | 平成18年度～の超過税額 |
|-------------|-------------|--------------|
| 50億円超       | 800,000円    | 88,000円      |
| 10億円超50億円以下 | 540,000円    | 59,400円      |
| 1億円超10億円以下  | 130,000円    | 14,300円      |
| 1千万円超1億円以下  | 50,000円     | 5,500円       |
| 1千万円以下      | 20,000円     | 2,200円       |

☆『琵琶湖森林づくり県民税』についてのお問い合わせは、滋賀県総務部税政課(077-528-3213)までお問い合わせください。

## 5 均等割を負う夫と生計を一にする妻の均等割額

平成16年度まで、均等割を納める夫と生計を一にする妻で夫と同じ市町村内に住所を有する人については均等割(所得金額の多少にかかわらず、一定額を納めていただくもの)がかかりませんでした。この措置は廃止され、平成17年度課税分は経過措置として1/2の減額となりました。平成18年度課税分(平成17年中の所得にかかると)からは通常の課税になります。

| 年度      | 妻の均等割額                      |
|---------|-----------------------------|
| ～平成16年度 | 0円                          |
| 平成17年度  | 2,000円(市民税1,500円、県民税500円)   |
| 平成18年度～ | 4,800円(市民税3,000円、県民税1,800円) |

## 6 定率控除の半減

平成17年度まで、所得割額の15%が一律に減税(上限額4万円)されていましたが、平成18年度課税分(平成17年中の所得にかかると)は減税額が半減されます。

| 区分      | ～平成17年度  |       |
|---------|----------|-------|
|         | 減税額      | 減税額上限 |
| 市・県民税   | 所得割額×15% | 4万円   |
| 所得税(参考) | 所得税額×20% | 25万円  |

| 区分      | 平成18年度    |        |
|---------|-----------|--------|
|         | 減税額       | 減税額上限  |
| 市・県民税   | 所得割額×7.5% | 2万円    |
| 所得税(参考) | 所得税額×10%  | 12万5千円 |

(注) 所得税は平成18年分から

【問い合わせ】 税務課  
☎ 65-0679 FAX 63-4574

# みなくち 子どもの森 1月の自然 春の七草

春の七草は、元気で一年を過ごせるように、一月七日に食べる七草粥に入れる七種の草です。正月に野の草を食べる行事が、雑煮や粥と結びついて、七草粥になりました。「セリ・ナズナ・オギョウ(またはゴギョウ)・ハコベ



ラ・ホトケノザ・スズナ・スズシロ・これぞ七草」と五七七のリズムで親しまれています。寒い季節ですが、田圃や畑、道端で七草を探して見ましよう。

今年は「平成17年 国勢調査」の年です。

あなたの今を日本の未来へ

その8

発表します、甲賀市のデータ

滋賀県 1,380,343人

甲賀市 93,856人



調査票の集計速報で出された滋賀県および甲賀市に暮らしている人の数です。予想は当たりましたか?

この後も、続々と結果が発表されます。もうしばらくお待ちください。

※この速報は平成17年10月1日に実施された国勢調査の市町村要計表を滋賀県が独自に集計したものであり、後日、総務省統計局から公表される数値とは異なる場合があります。



滋賀県・甲賀市

## みなくち子どもの森自然館

☎ 63-6712 FAX 63-0466

1月の休園日

1～3、10(火)、16(月)、23(月)、30(月)